

2016年度 中央大学特定課題研究費 ー研究報告書ー

所属	法務研究科	身分	教授
氏名	伊藤知義		
NAME	Tomoyoshi ITO		

1. 研究課題

（和文）近代法周辺にあるロシア・東欧および日台韓法文化比較

（英文）Comparison of legal culture in the periphery of the Modern law as Russia, Eastern Europe, Taiwan, South Korea and Japan

2. 研究期間

2年間

3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

セルビア民法典草案制定およびそのパブリックコメント募集を通じて、それまでセルビアでは法律の規定がなかった、安楽死、代理母、同性シビルユニオン・同性婚、家庭内暴力への対処といった現代型の問題に関して民法草案に条文案が置かれ、これをめぐってセルビア国内において活発に議論が行われてる。本研究を進めて行くうちに、上記のテーマのうち、特に、同性シビルユニオンおよび同性婚に関するセルビア民法典草案の条文および議論を、ロシア、韓国、台湾および日本の状況と比較して、それらの間での共通点および相違点について焦点を絞れば、より明確な対比ができるだろうと考えるに至った。ロシアでは、未成年を同性愛の影響から保護する法律があるのに対し、台湾では、同性婚が憲法裁判所によって容認された。韓国では、軍隊内での同性愛者差別が問題となっており、同性カップルでさえ法的には保護されていない。日本も同様である。これらと比べ、セルビアの草案は、同性婚は認めず、同性カップルに法的保護を与える可能性について起草委員会から提案がなされているが、パブコメではこれに対する反対が強い。欧州人権裁判所の判決もあって、西欧では同性カップルについてはこれを法的に容認する国が多いが、東欧圏に属するセルビアもロシアも、この点では西欧と明確に一線を画していることが明らかになった。

（英文）

Russia has the law which protects minors from the influence of homosexuality, while the Constitutional court of Taiwan recognized same-sex marriage. In South Korea the issue of discrimination against homosexuals in the army is subject to a debate, and there is no legal system to give similar advantages to same-sex couples as marriage partners. The situation is almost the same in Japan. In contrast to them, the draft of the new Civil Code of Serbia proposes to introduce the legal framework in favor of same-sex couples, but a lot of objection to the plan is observed in the public comments to it. It becomes evident that Russia, Serbia and other East European countries, which belongs to the Orthodox culture, are against even the legal protection of same-sex couples, contrary to Western European countries.